

事 務 連 絡

平成17年3月2日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）生活保護担当課  
中核市 生活保護担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局

保護課保護係長

基準係長

平成17年度生活保護基準改正案に関する疑義照会  
への回答について

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成17年度生活保護基準改正案に対する疑義照会への回答については、本年2月3日付の事務連絡にて、既にお知らせしているところでございますが、その際に回答を保留しておりました事項等について回答をお示しするとともに、前回回答分について再度整理を行い、改めてお示しすることとしましたので、管内福祉事務所への周知をよろしく願います。

## 問の一覧

### 【高等学校等就学費について】

問1 高等学校等就学費の給付対象となる学校の範囲を示されたい。

問2 高等専門学校の給付期間は5年間としてよろしいか。

問3 基本額について

- ① 基本額及び学級費にはどのような経費が含まれているのか。
- ② 基本額の計上にあたって、日割計算は不要か。また、通常休暇となる8月分についても給付を行うのか。
- ③ 学用品、通学用品等の購入するために一時に経費を必要とする場合、数箇月分を一括給付して差し支えないか。

問4 交通費について

- ① 通学定期券は、原則として6ヶ月単位で購入させることとなるのか。
- ② 通学用自転車の購入費用は交通費の給付対象となるのか。また、自転車通学の場合における駅等の駐輪場使用料の取扱如何。
- ③ 学校長の許可を得て、原動機付自転車（バイク）で通学をする場合におけるバイクの購入費及び維持費は交通費の給付対象となるのか。【追加】
- ④ 定期券等を紛失した場合の取扱如何。

問5 教材代について

- ① 教材代の給付範囲を示されたい。
- ② クラブ活動等の課外活動に要するものは給付範囲に含まれるのか。

問6 授業料、入学料、入学考査料（受験料）について

- ① 基準額である「公立高校相当額」は何をもって定めることになるのか。
- ② 私立高校の場合、授業料、入学料、入学考査料の給付額はどうなるのか。
- ③ 授業料は支払時期に合わせて数箇月分を一括給付してよろしいか。
- ④ 公立・私立併願の場合において、先に合格した私立高校へ入学料の一部を納付する必要がある生じた場合の一部納付額は給付対象となるのか。【追加】
- ⑤ 入学考査料を受験高校数に応じて複数回給付することは可能か。【追加】

問7 入学準備金の対象品目を示されたい。

問8 修学旅行費については、給付対象となるのか。

問9 現に保護受給中であって、平成17年度に高校就学を予定している者に対する授業料、入学料、入学考査料及び入学準備金の取扱如何。

問10 給付手続きについて

- ① 交通費、教材代、授業料、入学料、入学考査料、入学準備金の給付手続きは、領収書等による精算給付なのか、もしくは事前給付とするのか。
- ② 高等学校等就学費の学校長払いは可能か。【追加】

問11 高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。【追加】

問12 高校就学費用の適用について、以下との関係如何。

- ① 地方自治体による授業料、入学料、入学考査料等の減免措置
- ② 親戚等からの恵与金や就学奨励金等の自治体単独実施による給付金
- ③ 生活福祉資金や日本学生支援機構等による貸付金

問13 保護開始時点で既に修学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は給付しないこととしてよいか。【追加】

問14 保有の容認された学資保険の満期保険金と高等学校等就学費の適用関係如何。  
【追加】

問15 アルバイト等の収入がある高校生についても、高等学校等就学費を支給することとしてよいか。【追加】

問16 現在、高等学校等へ就学している者についても給付対象となるか。

問17 留年、中退、転校時における高校就学費用の取扱如何。【追加】

問18 進学先の選択については、被保護者本人の自由意志とするのか、実施機関による指導対象とするのか。【追加】

問19 夜間の定時制高校や通信制高校に就学している者については、従来どおり昼間の稼働能力の活用を求めることとなるのか。【追加】

問20 高等学校等へ就学するために、出身世帯を離れて居住する場合の住宅費の取扱如何。【追加】

問21 中学卒業者であれば、何歳であっても高校に進学することは可能であるが、年齢に関係なく高校就学費用を給付することとなるのか。【追加】

【母子加算について】

問22 4月1日生まれの子どもが15歳になる場合の取扱如何。

問23 15歳以下の子どもと16歳～18歳までの子どもを共に養育している場合における2人目以降加える額はどうなるのか。

問24 問23の事例において、さらに20歳未満の障害児を養育している場合における母子加算の計算方法はどうなるのか。

問25 問23の事例において、子どものうち1人が施設入所した場合の取扱如何。

問26 平成17年度以降新たに保護開始となるひとり親世帯が16～18歳の子どものみを養育している場合、母子加算の認定はどうなるのか。

【多人数世帯の生活扶助基準について】

問27 世帯人員の考え方について、世帯内で入院患者がおり、基準生活費として入院患者日用品費が計上されている場合の取扱如何。

問28 世帯内で入院患者がいたが、退院して居宅に戻ることによって、居宅1類費を計上する者が月途中で4人以上となる場合の取扱如何。

問29 各種加算については、逡減率の適用対象外であるとしてよろしいか。

問30 逡減率が適用される世帯について、保護の要否判定上用いる基準額は、逡減率適用前の基準額となるのか、それとも逡減率適用後の基準額となるのか。

問31 4人以上世帯の1類基準額の算定について、世帯員各自の1類基準額に逡減率を乗じて減額したしたうえで、これらを足し上げることとしてもよろしいか。

問32 逡減率を用いて計算された1類基準額の端数処理について、1円単位を切り上げることとされているが、この取扱いは日割り計算等にも適用されることとなるのか。

【その他】

問33 人工栄養費の廃止に伴って、産婦加算の取扱いは変更されるのか。

## 高等学校等就学費について

問1 高校学校等就学費の給付対象となる学校の範囲を示されたい。

(回 答)

1 高等学校等就学費の給付対象となる学校は、世帯内就学が認められている以下の学校とする。

- ① 高等学校（全日制・定時制・通信制）
- ② 中等教育学校の後期課程
- ③ 高等専門学校
- ④ 盲学校、聾学校、養護学校の高等部（別科を除く）

⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

ただし、⑤については、当該学校の修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合に限るものである。

また、⑤に該当する外国人学校についても同様に取り扱われたい。

2 なお、現在技能修得費として支給されている専修学校及び各種学校の費用については、現行と同様の取扱いとされたい。

問2 高等専門学校の給付期間は5年間としてよろしいか。

(回 答)

お見込みのとおりである。

高等学校等就学費の給付期間については、原則としてその学校における正規の就学年月数とする。したがって、4年制の定時制高校の場合の給付期間は4年間となる。

問3 基本額について

- ① 基本額及び学級費にはどのような経費が含まれているのか。
- ② 基本額の計上にあたって、日割計算は不要か。また、通常休暇となる8月分についても給付を行うのか。
- ③ 学用品、通学用品等の購入するために一時に経費を必要とする場合、数箇月分を一括給付して差し支えないか。

(回 答)

- ① 基本額は、学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものである。  
なお、学級費の内容及びその取扱いは、教育扶助における学級費と同様である。
- ② 基本額については、保護開始月等基本額が認定される期間が1ヶ月に満たない場合であっても、日割計算せずに月額全額を計上すること。  
また、その基準額は年間所要額を月平均額で均等に配分するという考え方で設定されているため、原則として基準額を毎月定額で給付することとなる。よって、8月分についても給付することとされたい。
- ③ お見込みのとおりである。教育扶助費と同様の取扱いとされたい。

問4 交通費について

- ① 通学定期券は、原則として6ヶ月単位で購入させることとなるのか。
- ② 通学用自転車の購入費用は交通費の給付対象となるのか。また、自転車通学の場合における駅等の駐輪場使用料の取扱如何。
- ③ 学校長の許可を得て、原動機付自転車（バイク）で通学する場合におけるバイクの購入費及び維持費は交通費の給付対象となるのか。
- ④ 定期券等を紛失した場合の取扱如何。

(回 答)

- ① お見込みのとおりである。交通費は必要最低限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券等を購入するよう指示されたい。  
また、公共交通機関において被保護世帯に対する運賃割引制度を実施している場合には、その活用についても指示されたい。
- ② 通学用自転車の購入費については、交通費による実費支給とされたい。この際、防犯登録料についても購入費用に含めて差し支えないものとする。  
また、通学に伴って必要となる駅等の駐輪場使用料についても給付対象とする。
- ③ 一般低所得世帯との均衡を考慮すると、就学用の原動機付自転車の購入費や維持費を高等学校等就学費の給付対象とすることは適当ではないものとする。
- ④ 実施要領に定める扶助費の再支給の取扱いによられたい。  
なお、教科書等を紛失した場合についても同様の取扱いとされたい。

問5 教材代について

- ① 教材代の給付範囲を示されたい。
- ② クラブ活動等の課外活動に要するものは給付範囲に含まれるのか。

(回 答)

- ① 教材代の給付範囲は、学校における正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典である。

なお、各教科の授業において必要なこれ以外の教材（芸術や体育で使用する教材等）に要する経費については、基本額の中に含まれているものである。

- ② 教材代の給付範囲は①に示したとおりであり、クラブ活動等の課外活動に要するものについては、教材代の支給対象外である。

問6 授業料、入学料、入学考査料（受験料）について、

- ① 基準額である「公立高校相当額」は何をもって定めることになるのか。
- ② 私立高校の場合、授業料、入学料、入学考査料の給付額はどうなるのか。
- ③ 授業料は支払時期に合わせて数箇月分を一括給付してよろしいか。
- ④ 公立・私立併願の場合において、先に合格した私立高校へ入学料の一部を納付する必要がある場合の一部納付額は給付対象となるのか。
- ⑤ 入学考査料を受験高校数に応じて複数回給付することは可能か。

(回 答)

- ① 授業料、入学料、入学考査料の基準額である「公立高校相当額」については、当該被保護者が通学している高校がある都道府県の条例に定める額によって設定することとされたい。

なお、定時制高校又は通信制高校の場合は、条例において定時制、通信制の区分ごとに設定されている額とされたい。

- ② 私立高校の場合であっても、①に定める「公立高校相当額」を上限として給付することとされたい。
- ③ 一定期間分の授業料を一括して納入する必要がある場合は、その期間に相当する額を納入が必要な時期に一括給付して差し支えない。

④ 高等学校等就学費の給付範囲は必要最低限のものにとどめているところであり、入学料については、実際に当該高校へ入学することに伴い必要となる入学料を対象とするため、当該高校へ入学することが確定していない段階で、入学の権利を留保する目的で支払う入学料の一部納付金については、生活保護における給付対象とすることはできないものである。

なお、この取扱いはあくまでも入学料の給付内容に関するものであり、被保護者が公立と私立を併願することを妨げるものではないことを念のため申し添える。

⑤ 入学審査料の給付回数については1回限りとするものである。よって、原則として、当該被保護者が最初に受験する高等学校のみを給付対象とすることとなる。

なお、この取扱いはあくまでも入学審査料の給付回数に関するものであり、被保護者が実際に受験する高校の数を制限するものではないことを念のため申し添える。

問7 入学準備金の対象品目を示されたい。

(回 答)

入学準備金については、学生服、通学用カバン及び靴など入学時に用意する必要があり、基本的に卒業時まで買い替えが不要となるもので、当該学校の生徒が入学時に購入する学校指定用品（教材代の給付対象となるものを除く）等の購入経費に対応するものである。

問8 修学旅行費については、給付対象となるのか。

(回 答)

1 高等学校等就学費の給付については、一般低所得世帯との均衡を考慮して、公立高校における所要額を目安として必要最小限の基準額を設定しており、支給範囲についても必要最低限の範囲にとどめていることから、修学旅行費用については給付対象とはしない。

2 修学旅行費については、生活福祉資金等による貸付金や修学旅行のために充てることを目的とした親戚等からの恵与金、もしくは高校生本人のアルバイト収入等によって賄うこととされたい。



問9 現に保護受給中であって、平成17年度に高校就学を予定している者に対する授業料、入学金、入学考査料及び入学準備金の取扱如何。

(回 答)

1 給付対象費目について

平成17年4月に高校就学を予定している者については、基準改正の施行日との関係上、当該経費が17年度に必要となる経費であるかに着目し、対象費目となるかを判断する。

従って、原則として、

- ・ 授業料、入学金、入学準備金については給付対象
- ・ 入学考査料については給付対象外（試験そのものは16年度に行われるため）

とするものである。

なお、平成18年4月以降に高校就学を予定している者については、入学考査料も給付対象となるので、ご留意されたい。

2 給付日及び給付手続きについて

今般の基準改正の施行日が平成17年4月1日となる予定であることから、17年度の入学料等の給付日については4月1日以降とされたい。

なお、制服等で既に購入済のものに係る経費については、領収書等を用いて購入の事実を確認した後に当該費用の給付を行うこととされたい。

ただし、保護の開始日以前に、制服等の購入や授業料及び入学金の前納を行っているなど、既に高等学校等就学費の給付対象となる需要が満たされている場合については、保護開始後に、当該需要に対して保護費を給付することは認められないこととなるので、ご留意されたい。

問10 給付手続等について

① 交通費、教材代、授業料、入学金、入学考査料及び入学準備金の給付手続きは、領収書等による精算給付なのか、もしくは事前給付とするのか。

② 高等学校等就学費の学校長払いは可能なのか。

(回 答)

① 当該費用の性格上、原則として事前給付とすることとされたいが、事前に所要額の把握が困難である場合においては、精算払いとしても差し支えない。（ただし、平成17年度の取扱いについては、問9を参照）

いずれにしても、給付にあたっては、その必要額を確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を給付することとされたい。

なお、教材代の給付にあたっては、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこととされたい。また、交通費については、定期券の提示を求めること等によって購入の事実確認を行うようにされたい。

- ② 生業扶助のための保護金品については、被保護者もしくは授産施設の長に対して交付するものとされており、高校就学費用を学校長に支払うことはできない。

ご承知のとおり、高校就学費用は被保護世帯の自立を支援する観点から給付するものであることから、高校就学費用を被保護者に給付し、被保護者自身から費用を納めさせることによって被保護者の自覚を促すことにもつながるものと思われる。

問11 高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。

(回 答)

- 1 高等学校等就学費については、義務教育である小・中学校の就学費用が「最低限度の生活の需要」として教育扶助によって給付されるものとは異なり、生活保護を受給する有子世帯の自立を助長する観点から行われるものであり、生業扶助によって給付を行うこととしているところである。
- 2 自立助長を主眼として行われる給付については、現に保護を受けている被保護者を対象にし、その自立を助長するため、最低生活需要に上乗せされて行われるものであることから、従来より、生活困窮であるか否かの判断である開始時の要否判定には用いないこととしている。  
したがって、高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目には含まれないこととなる。
- 3 なお、保護廃止の際の要否判定については、保護開始時とは異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて行うこととしているため、高等学校等就学費についても、要否判定の費目に含むこととなるので留意されたい。

問12 高校就学費用の適用について、以下との関係如何。

- ① 地方自治体による授業料、入学料、入学考査料等の減免措置
- ② 親戚等からの恵与金や就学奨励金等の自治体単独実施による給付金
- ③ 生活福祉資金や日本学生支援機構等による貸付金

(回 答)

- ① 生活保護法第4条では補足性の原理が定められており、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件して行われるとされている。

したがって、地方自治体が発行している公立（私立）高校等の授業料・入学金等の減免措置についてもその活用が求められることとなり、減免措置が行われる経費については、生活保護による高校就学費用の給付に優先するものである。

- ・ 支払が免除される場合 → 生活保護による給付は行わない
- ・ 支払が減額される場合 → 支払減額分が生活保護による給付額よりも少ない場合に限り、その差額を給付する。

- ② 親戚等からの恵与金や就学奨励金等の自治体単独実施による給付金（以下「恵与金等」という）については、従来より当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額を収入認定除外できる取り扱いとされているが、恵与された金銭が充てられる経費については、保護費支給の必要がないものとされているところである。

したがって、恵与金等が高等学校の就学に充てられる場合には、収入認定の除外対象とされ、高等学校等就学費の基準額と恵与金収入の差額分を生活保護から支給することとなる。（恵与金等の活用は、生活保護の高校就学費用の給付に優先）

→ 次頁Ⅰ

ただし、恵与金等の収入が、高校就学費用の給付対象外となる経費や基準額の範囲内で賄いきれない経費（修学旅行費や私立高校における授業料の不足分等）に充てられる場合は、当該用途へ優先的に充当することを認めるものとし、当該用途へ充当される必要最小限度の額については、高等学校等就学費の基準額との差額調整は要しないこととするものである。（その上でなお余剰金が生じた場合は、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額とその余剰金の差額分を生活保護から給付することとなる。）

→ 次頁Ⅱ

- ③ 高等学校等就学費の給付水準については、公立高校における所要額を目安として必要最小限の基準額を設定しており、給付範囲についても必要最低限の範囲にとどめているところである。

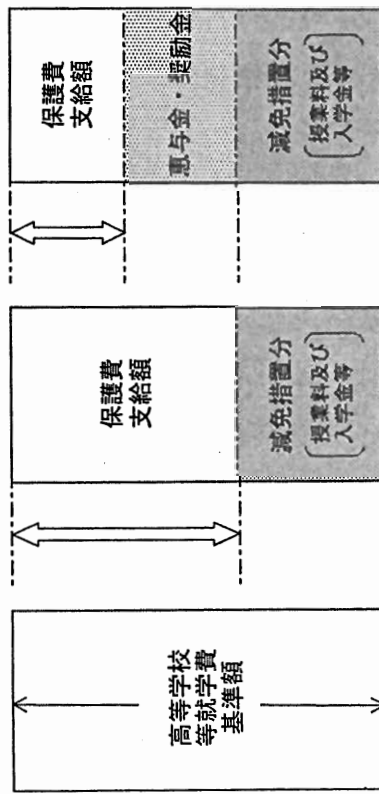
よって、高等学校等就学費の給付対象外となる経費や基準額の範囲内で賄いきれない経費（修学旅行費や私立高校における授業料の不足分等）については、他法他施策によって貸し付けられる資金を充てることも考えられるところである。

したがって、高等学校等就学費の給付対象外となる経費や基準額の範囲内で賄いきれない経費に充てられる貸付金は、その範囲で収入認定除外できる取扱いとするものであり、高等学校等就学費の基準額との差額調整は要しないこととする。

# 高等学校等就学費の適用関係について

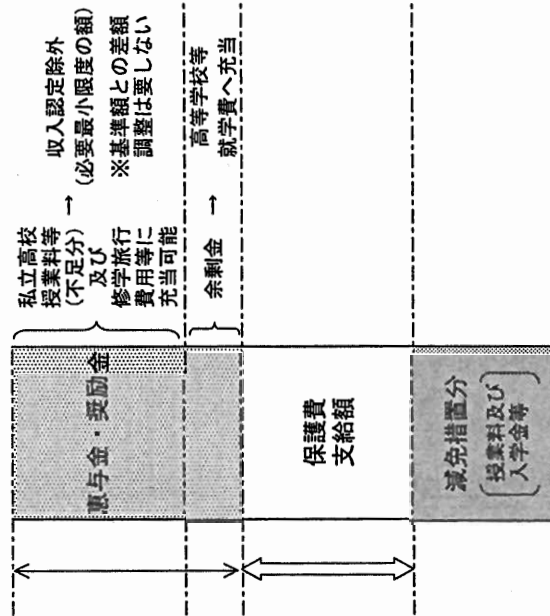
- 減免措置分：地方自治体が行っている授業料等の減免措置
- 恵与金：親戚からの援助金等
- 奨励金：地方自治体が単独で実施する就学奨励金の給付等
- 貸付金：生活福祉資金等の他法・他施策による貸付金

前頁 I

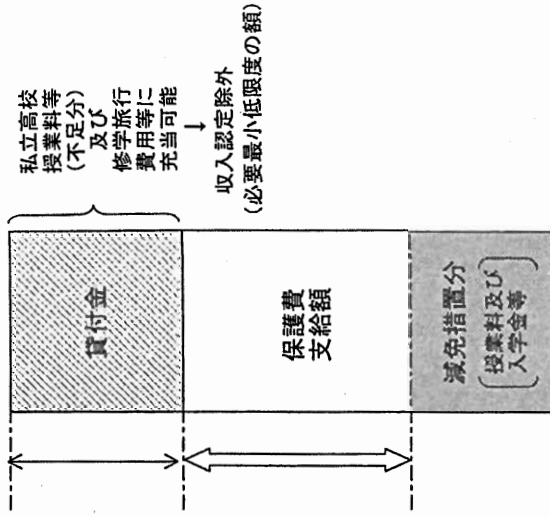


高校就学に必要な経費が生活保護における給付の範囲内で賄われる場合

前頁 II



修学旅行費や私立高校授業料の不足分の対象外の経費や基準額の範囲内で賄いきれない場合



修学旅行費や私立高校授業料の不足分の対象外の経費や基準額の範囲内で賄いきれない経費に充てる貸付金

問13 保護開始時点で既に修学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

(回 答)

1 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に修学資金の貸付を受けている場合であっても、下記①、②の手続きを行った上で、高等学校就学費を給付することとされたい。

① 保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賅える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賅いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更する

② 保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賅われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還を行う

2 なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入認定除外するとともに、高校就学の就学に関する需要は貸付金により満たされているものとして、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

3 また、保護受給中の者であって、平成17年度に高校就学を予定している者については、問9のとおり、基準改正の施行日の都合上、入学金の納付など4月以前に費用を支払う必要が生じる場合でも保護費の支給は4月1日以降となっていることから、保護費が支給されるまでの間のつなぎ資金として貸付を受けることも想定されるところである。その場合については、既に貸付金により就学に関する需要が満たされていたとしても、平成17年度限りの特例として、4月1日以降に保護費を支給すると共に、当該保護費を受領後直ちに償還に充てるよう指導し、実際に償還が行われているか確認を行うこととされたい。

問14 保有が容認された学資保険の満期保険金と高等学校等就学費の適用関係如何。

(回 答)

1 学資保険の満期保険金のうち、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条に基づく費用返還の対象となるが、当該解約返戻金相当額が高等学校等の就学等

の学資にあてられる場合は、返還免除を行って差しつかえないこととしている。

また、解約返戻金相当額以外の部分については、その用途が生活保護の趣旨目的に反しないものであれば保有を容認して差しつかえないこととしている。

いずれについても、学資保険の満期保険金が高等学校の就学費用にあてられる場合については、高等学校等就学費の給付に優先するものとして、高等学校等就学費の基準額と満期保険金収入の差額を生活保護により給付することとなる。

- 2 ただし、満期保険金の収入が、高等学校等就学費の支給の対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額の範囲内で賄いきれない費用にあてられる場合（開始時の解約返戻金相当額以外の部分については、就学費用の他保護の趣旨目的に合致する用途に充てられる場合も含む）は、当該用途へ充当される必要最小限度の額については、生活保護基準額との差額調整は要しないこととするものである。

問15 アルバイト等の収入がある高校生についても、高等学校等就学費を支給することとしてよいか。

(回 答)

お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

高校生本人に勤労収入がある場合については、基礎控除、未成年者控除等の必要経費控除を行った上で、収入認定を行うこととされたい。

なお、当該収入額が、高等学校等就学費の支給の対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額の範囲内で賄いきれない費用にあてられる場合については、収入認定除外して差しつかえない。

問16 現在、高等学校等へ就学している者についても給付対象となるのか。

(回 答)

- 1 平成17年4月以降も引き続き高等学校等に就学する者については、4月から給付の対象となるものである。
- 2 したがって、既に生活福祉資金等を借り入れて就学している場合においては、問13と同様に、実際に就学費用として必要な経費と生活保護による高等学校等就学費の給付内容を勘案のうえ、借入を行う必要性が認められない場合や借入額の減額が可能である場合については、必要に応じて借入内容の見直しを指導されたい。

問17 留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱如何。

(回 答)

- 1 高校就学中の者が留年した場合には、高等学校等就学費の給付期間が原則としてその学校における正規の就学年月数とされていることから、留年中の期間については、原則として給付対象外とするものである。
- 2 また、一度中退した者が再度高等学校等へ入学する場合においても、高等学校等就学費の給付は原則として行わないこととされたい。
- 3 休学した場合には、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。
- 4 転校の場合については、転校後も引き続き高等学校等就学費を給付することとして差し支えない。この場合、転校に伴って、教科書や学生服及び通学用カバン等を新たに購入する必要がある場合には、必要な範囲内でこれらの購入に充てるための教材代や入学準備金も給付して差し支えない。(親の看護等真にやむを得ない事情により中退した者が、高等学校等へ再度入学した場合についても、同様の取扱いとされたい。)
- 5 なお、中退や休学の場合において、基本額等が数箇月単位で一括給付されている場合、中退した翌月以降に係る保護費を月割で返還させることとするが、既に給付された保護費がやむを得ない事由によって消費されている場合には、返還は要しないこととする。

問18 進学先の選択については、被保護者本人の自由意志とするのか、実施機関による指導対象とするのか。

(回 答)

- 1 被保護者が進学先を公立高校にするか、私立高校にするか等といった選択については、基本的には被保護者本人の意志を尊重することとされたい。
- 2 なお、高校就学費用の給付については、一般低所得者世帯との均衡を考慮して、公立高校における所要額を目安として必要最小限の基準額としているが、これは、給付水準のバランスを考慮したためであって、被保護者の私立高校への進学を妨げるものではないことを念のため申し添える。

問19 夜間の定時制高校や通信制高校に就学している者については、従来どおり昼間の稼働能力の活用を求めることとなるのか。

(回 答)

お見込みのとおりである。

問20 高等学校等へ就学するために、出身世帯を離れて居住する場合の住宅費の取扱  
如何。

(回 答)

出身世帯を離れて高等学校等へ就学する場合に必要な住宅費については、現行の取扱いと同様に貸付金や自己の収入等によって賄うこととされたい。

なお、基準生活費については、出かせぎ等の場合と同じく他の世帯員と別に計上することとされたい。

問21 中学卒業者であれば、何歳であっても高校に進学することは可能であるが、  
年齢に関係なく高等学校等就学費を給付することとなるのか。

(回 答)

1 通常、中学校を卒業して数年以上経過しているような場合においては、就労等によって稼働能力を活用すべき状況にあるものと思われるため、高等学校等就学費の給付対象とはならないものと考えられる。

2 ただし、当該被保護者がやむを得ない事情によって現に就労していない場合等において、ただちに稼働能力の活用を求めるよりも高等学校等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合に限り、高等学校等就学費の給付を認めることとして差し支えないものとするが、その適用にあたっては慎重に判断するようにされたい。

3 なお、社会人等の場合で、余暇利用の一態様として高等学校等に就学している場合においては、高等学校等就学費の給付対象とすることはできないのでご留意願いたい。



# 母子加算について

問22 4月1日生まれの子どもが15歳になる場合の取扱如何。

(回 答)

- 1 母子加算の支給要件については、以下のとおり改正する予定である。  
 なお、障害児の年齢要件については、引き続き20歳未満となるものである。

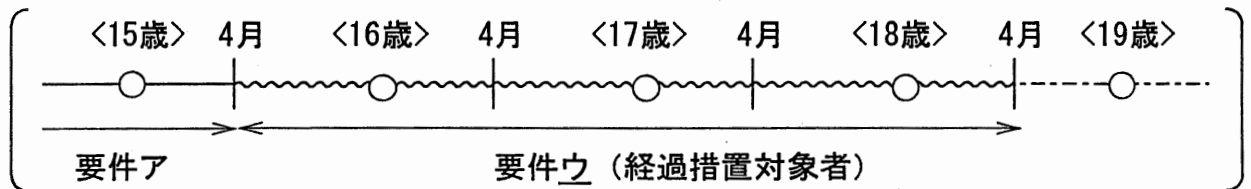
【母子加算の支給要件（児童の年齢要件）に係る改正部分】

(現 行) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

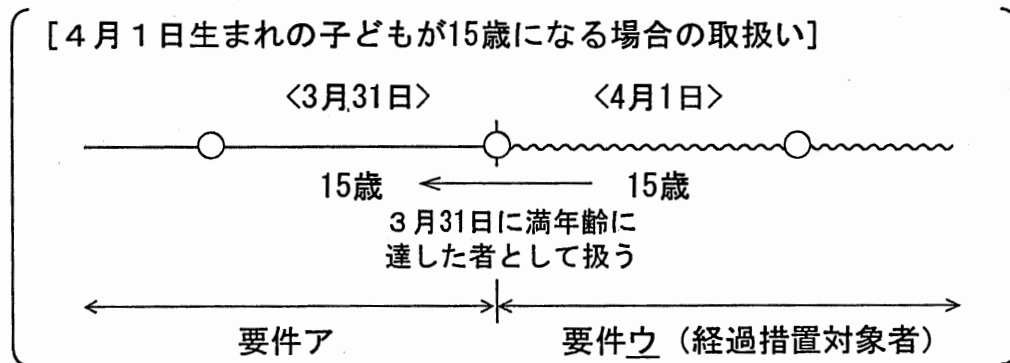
(改正案) ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 20歳未満の障害児

ウ 15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 → 経過措置対象者



- 2 4月1日生まれの者については、前日である3月31日に満年齢に達した者として取り扱うこととなる（課問第7の13）ため、上記支給要件中の「15歳に達する日」が3月31日ということになる。
- 3 したがって、4月1日生まれの子どもが15歳となる場合については、15歳として取り扱うこととなる3月31日まで要件アに該当するものとして取扱い、15歳として取り扱うこととなる日の翌日の4月1日からは要件ウに該当するものとして取り扱うこととされたい。



問23 15歳以下の子どもと16歳～18歳までの子どもを共に養育している場合における2人目以降加える額はどうなるのか。

(回 答)

15歳以下の子どもと16歳～18歳までの子どもを共に養育している場合における母子加算の額は以下のとおりとする。

したがって、このような場合においては、原則として年齢の低い児童から順に加算額の算定を行うこととなるものである。(20歳未満の障害児の取扱いについては問24参照)

基準額		最も年齢が低い児童の額	2番目に年齢が低い児童に加える額		3番目以降に年齢が低い児童1人につき加える額	
			①に該当する場合	②に該当する場合	①に該当する場合	②に該当する場合
在 宅	1級地	23,260円	1,840円	1,230円	940円	630円
	2級地	21,640円	1,720円	1,150円	870円	580円
	3級地	20,020円	1,610円	1,070円	800円	530円
入院・入所		19,380円	1,560円	1,040円	770円	510円

- ① 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害児
- ② 15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(参 考)

母子加算額の算定事例（1級地）

事 例	母子加算の額
5歳・17歳	23,260円 + 1,230円 = 24,490円
5歳・12歳・17歳	23,260円 + 1,840円 + 630円 = 25,730円
5歳・16歳・17歳	23,260円 + 1,230円 + 630円 = 25,120円
5歳・9歳・12歳・17歳	23,260円 + 1,840円 + 940円 + 630円 = 26,670円
5歳・9歳・16歳・17歳	23,260円 + 1,840円 + 630円 + 630円 = 26,360円

問24 問23の事例において、さらに20歳未満の障害児を養育している場合における母子加算の計算方法はどうか。

(回 答)

15歳以下の子どもや16歳～18歳までの子どもと共に20歳未満の障害児を養育している場合については、まず「20歳未満の障害児」を実際の年齢に関わらず、15歳以下の子どもや16歳～18歳までの子どもよりも年齢が低い者として取り扱うこととされたい。

これに伴い、その他の児童については年齢の順番を実際よりも繰り下げたうえで加算額を算定することとなる。

母子加算額の算定事例（1級地）

事 例	母子加算の額
5歳・19歳（障害児）	23,260円 + 1,840円 = 25,100円
16歳・19歳（障害児）	23,260円 + 1,230円 = 24,490円
5歳・16歳・19歳（障害児）	23,260円 + 1,840円 + 630円 = 25,730円
5歳・9歳 ・16歳・19歳（障害児）	23,260円 + 1,840円 + 940円 + 630円 = 26,670円

問25 問23の事例において、子どものうち1人が施設入所した場合の取扱如何。

(回 答)

施設へ入所している児童は母子加算の対象とならないため、この児童を除いた現に世帯内で養育されている児童の年齢構成をもって、改めて認定することとされたい。

問26 平成17年度以降新たに保護開始となるひとり親世帯が16～18歳の子どものみを養育している場合、母子加算の認定はどうか。

(回 答)

経過措置期間中については、新たに保護適用となる16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯についても母子加算を認定することとされたい。

## 多人数世帯の生活扶助基準額について

問27 世帯人員の考え方について、世帯内で入院患者がおり、基準生活費として入院患者日用品費が計上されている場合の取扱如何。

(回 答)

- 1 今回の逡減率については、居宅1類費が単純に積み上げられることにより、多人数世帯の基準額が割高となっている状況を是正するために導入するものであることから、居宅における世帯人員数（居宅1類費が計上される者）が4人以上いる世帯に対して適用されるものである。
- 2 したがって、入院患者日用品費や介護施設入所者基本生活費等が計上されている者については、この逡減率の適用に際しての世帯人員数には含めない取扱いとされたい。例えば、世帯人員数が4人であっても、そのうち1人が入院しており、居宅1類費が計上されている者が3人しかいない場合においては逡減率は適用されないこととなる。  
なお、入院患者が給食等をうけない場合に居宅1類費の75%が計上されている者についても、逡減率の適用に際しての世帯人員数に含めない取扱いとされたい。
- 3 また、出かせぎ等により1ヶ月を超える期間他の世帯員と所在と異にする世帯員がいる場合において、同一世帯と認定され居宅1類費が計上される場合があるが、この場合の出かせぎしている者は、逡減率の適用に際しての世帯人員数に含めない取扱いとされたい。

問28 世帯内で入院患者がいたが、退院して居宅に戻ることによって、居宅1類費を計上する者が月途中で4人以上となる場合の取扱如何。

(回 答)

- 1 保護受給中の入院患者が退院して居宅に戻った場合における一般生活費の認定の変更については日割計算によって行うこととされている。
- 2 したがって、退院により月途中で世帯人員が4名以上となった場合においては、逡減率を用いたうえで世帯に適用する1類基準額を算出し、これを日割計算した額で変更することとされたい。

問29 各種加算については、逓減率の適用対象外であるとしてよろしいか。

(回 答)

お見込みのとおりである。

問30 逓減率が適用される世帯について、保護の要否判定上用いる基準額は、逓減率適用前の基準額となるのか、それとも逓減率適用後の基準額となるのか。

(回 答)

保護の要否判定に用いる基準額についても、逓減率適用後の基準額とされたい。

問31 4人以上世帯の1類基準額の算定について、世帯員各自の1類基準額に逓減率を乗じて減額したしたうえで、これらを足し上げることとしてもよろしいか。

(回 答)

- 1 今回の逓減率については、居宅1類費が単純に積み上げられることにより、多人数世帯の基準額が割高となる状況を是正するために導入するものであり、世帯員各自の1類基準額を減額するという趣旨ではない。
- 2 したがって、世帯員各自の1類基準額をそのまま積み上げた合計額に逓減率を乗じて算定することとされたい。

問32 逓減率を用いて計算された1類基準額の端数処理について、1円単位を切り上げることとされているが、この取扱いは日割り計算等にも適用されることとなるのか。

(回 答)

- 1 生活扶助基準については、基準額を10円単位の月額で表示していることから、逓減率を用いて計算された世帯合計の1類基準額についても、これを10円単位とすることが適当であると考え、1円単位を切り上げることとしたところである。  
なお、1円単位の切り上げ処理については、世帯合計の1類基準額に逓減率を乗じたものについて、最初にまず小数点以下を切り捨て、これによって得られた額について1円単位を切り上げることとされたい。
- 2 したがって、日割り計算における処理とはその考え方が異なるものであり、日割り計算についてはこれまでどおりの取扱いとされたい。

## その他

問33 人工栄養費の廃止に伴って、産婦加算の取扱いは変更されるのか。

(回 答)

産婦加算の取扱いは、変更しないものである。

なお、人工栄養費の廃止に伴って、産婦加算の規定のうち、「専ら母乳によって」の定義を「人工栄養費が算定されていない場合」から「人工栄養に依存する率が20%未満の場合」に変更する予定である。